

3月は自殺対策強化月間です

ひとりで
悩まないで

まずは相談してみませんか？

3月は進学・就職などで生活環境が大きく変わる時期です。環境の変化は悩みを大きくします。ひとりで抱え込まないで相談窓口を利用してみましょう。



電話相談

広島県こころの悩み相談 ☎080-1577-4774
月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時
こころの電話 ☎080-8230-6037
水・土曜日 9時～12時、13時～16時30分
思春期こころの電話相談 ☎082-256-0007
月～金曜日 10時～16時 ㊟未成年の人とその家族など
広島いのちの電話 ☎082-221-4343
24時間365日
広島県自殺予防いのちの電話 ☎0120-375-568
毎月20日 8時～20時



LINE相談



広島県こころのLINE相談
火・木・土・日曜日 17時～22時



対面相談

府中市こころの健康相談
保健師による健康相談
㊟健康推進課(☎47-1310)、
上下支所地域共生係(☎62-2231)



㊟健康推進課(リ・フレ内・☎47-1310)

目指せ！
防災の達人！

㊟福山地区消防組合
府中消防署
(☎43-7183)



その建物の使い方、消防法上は大丈夫？

既存の建物を使用して事業を始める場合など、以前と違う使い方をすることで、知らない間に消防法違反となる場合があります。

実際にあった消防法違反の例

Aさんは、以前は事務所として使用していたビル3階の空テナントで飲食店を開業しました。その際、Aさんを含む建物関係者は消防署に事前相談していませんでした。

その後、消防の定期検査の際に、法令上必要な「自動火災報知設備」が未設置であることが判明したため、ビルのオーナーに消防法違反であると、通知しました。



事前相談を忘れずに

不特定多数の人が利用する用途での建物使用は、消防法の規制が厳しくなるため、新たな消防用設備の設置義務が発生する場合があります。計画を立てられている人は、まず消防署に相談してください。